



佐賀県公報

平成17年
10月17日
(月曜日)
第 12669号

目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(五二二・地域福祉課)	一
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止	(五二三・)	一
○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定	(五二四・)	二
○生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定	(五二五・)	四
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変更	(五二六・)	四
○解除予定保安林	(五二七・森林整備課)	四
○公有水面埋立ての免許	(五二八・港湾課)	五
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(県民協働課)	六
○土地改良区役員の退任届	(農地整備課)	六
○土地改良区役員の就任届	()	六
○県営西多久地区船山換地区換地計画	()	六
○県営西多久地区板屋上換地区換地計画	()	七
◎選挙管理委員会事項		
◎地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	(告 示・五七)	七

○ 告 示

◎佐賀県告示第五百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成十七年十月十七日

佐賀県知事

古 川

康

一 廃止年月日 平成十七年三月三十一日

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社ニチイ学館

所在地 東京都千代田区神田駿河台二番九号

三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 アイリスケアセンター唐津

所在地 唐津市東新興町二千八百九十三番地一

サービスの種類 福祉用具貸与

◎佐賀県告示第五百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成十七年十月十七日

佐賀県知事

古 川

康

一 休止年月日 平成十七年六月一日

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人平川病院

所在地 唐津市山本六百四十四の五

三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人平川病院

所在地 唐津市山本六百四十四の五

サービスの種類 訪問看護

●佐賀県告示第五百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社アルナ薬局

所在地 藤津郡太良町大字多良千五百六十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アルナ薬局太良店

所在地 藤津郡太良町大字多良千五百六十番地一

サービスの種類 居宅療養管理指導

二 (一) 指定年月日 平成十七年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人うれしの

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百十五番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイケアインハピネス

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百十五番地一

サービスの種類 通所リハビリテーション

三 (一) 指定年月日 平成十七年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社フレンドリー

所在地 佐賀市久保泉町大字川久保二千二百二十番地七

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービス華

所在地 佐賀市久保泉町大字川久保二千二百二十番地七

サービスの種類 通所介護

四 (一) 指定年月日 平成十七年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社千寿園

所在地 佐賀市北川副町大字光法千五百九十三番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービス糸さん家

所在地 佐賀市北川副町大字光法角町千三百三十六番地

サービスの種類 通所介護

五 (一) 指定年月日 平成十七年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社千寿園

所在地 佐賀市北川副町大字光法千五百九十三番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム長寿の里

所在地 佐賀市北川副町大字光法千五百九十三番地一

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

六 (一) 指定年月日 平成十七年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ラポール

<p>九</p> <p>(一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人なごみ会 所在地 唐津市大名小路五番三号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人なごみ会酒井医院訪問リハビリテーション 所在地 唐津市大名小路五番三号 サービスの種類 訪問リハビリテーション</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人なごみ会酒井医院デイサービスなごやか</p>	<p>七</p> <p>(一) 指定年月日 平成十七年三月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社マイホームサービス 所在地 福岡市西区今宿青木四百七十四番地の一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホーム和 所在地 唐津市双水二千六百二十六番地 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護</p> <p>八</p> <p>(一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人なごみ会 所在地 唐津市大名小路五番三号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人なごみ会酒井医院訪問リハビリテーション 所在地 唐津市大名小路五番三号</p>
<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人なごみ会酒井医院訪問リハビリテーション 所在地 唐津市大名小路五番三号</p>	<p>十</p> <p>(一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人なごみ会 所在地 唐津市大名小路五番三号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人なごみ会酒井医院グループホームなごやか 所在地 唐津市鎮西町名護屋四千九十八番地 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護</p> <p>十一</p> <p>(一) 指定年月日 平成十七年三月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人幸の輪 所在地 唐津市鏡四千六百五十一番地三</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 特定非営利活動法人幸の輪宅老所かがみデイサービス 所在地 唐津市鏡四千六百五十一番地三 サービスの種類 通所介護</p> <p>十二</p> <p>(一) 指定年月日 平成十七年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社桃寿会 所在地 唐津市浜玉町浜崎千百七十六番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 有限会社桃寿会ハート 所在地 唐津市浜玉町浜崎千百七十六番地一 サービスの種類 通所介護</p>

◎佐賀県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社フレンドリー

所在地 佐賀市久保泉町大字川久保二千二百二十番地七

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 ケアマネージメントサービス華

所在地 佐賀市久保泉町大字川久保二千二百二十番地七

二 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人なごみ会

所在地 唐津市大名小路五番三号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 医療法人なごみ会酒井医院ケアマネジメントサービスなごやか

か

所在地 唐津市鎮西町名護屋四千百九十八番地

三 (一) 指定年月日 平成十七年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 佐賀県医療生活協同組合

所在地 佐賀市神野東四丁目十番五号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 医療生協ケアステーションからつ

所在地 唐津市二夕子一丁目十五番一号

◎佐賀県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成十七年十月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 居宅介護事業

名称		所在地		変更年月日
新	みやき町ホームヘルプサービス	三養基郡みやき町大字東尾六四四番地		平成一七・三・一
旧	社会福祉法人北茂安町社会福祉協議会ホームヘルプサービス			

二 居宅介護支援事業

名称				所在地				変更年月日
ふくしの家マネージメントサービス				旧	新	旧	新	平成一七・三・一
				唐津市社会福祉協議会居宅介護支援北波多事業所	唐津市北波多徳須恵一四二四番地一	佐賀市東佐賀町一六番二号	佐賀市鍋島三丁目三番二〇号	
				旧	新			平成一七・三・二二
				唐津市北波多徳須恵一〇九七番地七	唐津市北波多徳須恵一〇九七番地七			

◎佐賀県告示第五百二十七号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年十月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所
神埼郡脊振村大字広滝字大平四五七五の四、四五七七(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び脊振村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第五百二十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

平成十七年十月十七日

唐津港港湾管理者の長

佐賀県知事 古川 康

一 免許年月日 平成十七年九月二十九日

二 免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

(一) 名称 佐賀県

(二) 所在地 佐賀市内一丁目一番五十九号

(三) 代表者の氏名 佐賀県知事 古川 康

三 埋立区域

(一) 位置 佐賀県唐津市二太子三丁目一番八号の地先公有水面

(二) 区域 次の各地点のうち、①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ昭和六十一年七月七日付け佐賀県

指令六十一港第八百五十四号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・プラス二・〇五メートルより決定)により囲まれた区域

①の地点 二太子四等三角点(北緯三三度二七分四〇秒三一、東経一二九度五七分四三秒八八(以下「基点」という。))から九七度一五分五六秒五二九・四六メートルの地点

②の地点 ①の地点から一二五度〇六分〇二秒二・八〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から二一五度〇六分〇二秒五〇・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三〇五度〇六分〇二秒一六三・二三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から五五度〇五分〇一秒五三・二〇メートルの地点

(三) 面積 七、七〇七・一五平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置 佐賀県唐津市二太子三丁目一番八号の地内並びに同市二太子三丁目一番六号及び一番八号の地先公有水面

(二) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㉞の地点と㉟の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉞の地点 基点から八五度三〇分二八秒四〇〇・〇二メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から一二五度〇六分〇二秒一九〇・五九メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から三五度〇六分〇二秒五四・〇〇メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から五五度〇五分〇〇秒四〇・四三メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から一二五度〇六分〇二秒八六・一八メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から二一五度〇六分〇二秒二五〇・〇〇メートルの地点

点

㊵の地点 ㊴の地点から三〇五度〇六分〇二秒三四八・〇四メートルの地点

(三) 面積 五九・三八八・三六平方メートル
四 埋立地の用途 コムーンハーバー用地

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年12月5日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年10月17日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日

平成17年10月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 さが市民活動サポートセンター

(2) 代表者の氏名 宮本 一彦

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8番32号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、佐賀市を中心とする市民活動の発展を図るために、市民活動を行う者同士のネットワークを構築し、市民活動の環境基盤整備、自治体と市民活動を行う者との関係の構築等についての事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鳥栖市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成17年10月17日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事	西山 敏男	鳥栖市酒井東町999番地	平成17年9月4日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、伊万里市土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成17年10月17日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	岩永 康則	伊万里市二里町八谷棚929番地	平成17年9月27日
”	小松 和敏	” 南波多町井手野2467番地	”

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備)西多久地区船山換地区の換地計画を定めただので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月17日

佐賀県知事 古 川 康

- 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(中山間地域総合整備)西多久地区船山換地区の換地計画書の写し
- 縦覧の期間
平成17年10月18日から平成17年11月15日まで
- 縦覧の場所
多久市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備)西多久地区板屋上換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月17日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(中山間地域総合整備)西多久地区板屋上換地区の換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成17年10月18日から平成17年11月15日まで
- 3 縦覧の場所
多久市役所

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十七年十月十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一三、八五六人
 - 二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 一八二、一二九人
 - 三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
- 選挙区名 三分の一の数
- | | |
|------|--------|
| 佐賀市 | 四三、一八六 |
| 唐津市 | 二〇、八三七 |
| 鳥栖市 | 一六、六三一 |
| 多久市 | 六、二二五 |
| 伊万里市 | 一五、六四四 |
| 武雄市 | 九、〇三〇 |
| 鹿島市 | 八、六五一 |
| 小城市 | 一一、一三四 |
| 佐賀郡 | 一九、六六〇 |
| 神埼郡 | 一三、五八八 |
| 三養基郡 | 一四、六五二 |
| 東松浦郡 | 一六、六九一 |
| 西松浦郡 | 五、九五二 |
| 杵島郡 | 一七、〇九六 |
| 藤津郡 | 一〇、九五三 |

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年十月十七日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷